

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 競争入札に付する事項 (1) 件 名 一般乗用旅客自動車供給契約
(2) 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
(3) 履行場所 航空自衛隊東北町分屯基地～乙供駅間
- 2 入札日時 令和 8 年 6 月 24 日 (水) 13 時 00 分
- 3 入札場所 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室)
- 4 参加資格 (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の D 等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金及び契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4 の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 契約書等作成の有無 有
- 9 契約の方法 単価契約 (総額決定)
- 10 契約条項を示す場所 航空自衛隊三沢基地第 3 航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ
- 11 郵便入札の許否 許可 ※ 事前に申し出ること。
- 12 その他 (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

(2) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札への参加を希望する者は、入札日までに上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3678)
FAX (0176) 53-5464 担当: 新山

航空自衛隊仕様書（地方調達用）				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	調達要領指定書による		仕様書番号	
品名 又は 件名	一般乗用旅客自動車供給契約		東北基LPS-X99037	
			承認	令和8年5月13日
			作成	令和8年5月12日
			改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第4補給処東北支処	
1 総則				
1.1 適用範囲				
この仕様書は、航空自衛隊東北町分屯基地における一般乗用旅客自動車供給契約について規定する。				
1.2 引用文書等				
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。				
なお、関連文書については、この仕様書の規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。				
a) 引用文書				
道路運送法（昭和26年 法律第183号）				
b) 関連文書				
道路運送法施行規則（昭和26年 運輸省第75号）				
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年 運輸省令第44号）				
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年 法律第117号）				
2 役務に関する要求				
2.1 役務対象期間				
調達要領指定書による。				
2.2 契約相手方に関する条件				
下記の条件を満たした者とする。				
a) 道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人であること。				
b) 官側の要求に基づきタクシーチケット（以下「チケット」という。）を発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。				
c) 環境対策に取り組んでいること（エコドライブ等）。				
d) 航空自衛隊東北町分屯基地近隣の住民等への迷惑行為及び同基地正門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。				

品名又は件名	一般乗用旅客自動車供給契約
<p>2.3 役務の内容</p> <p>a) チケットの納入 契約相手方は、官側にチケットを要求された場合は、無償で発行し、官側へ納入する。納入後のチケットの管理については、官側に一任することとする。</p> <p>b) 官側の指示に基づく人員の輸送 契約相手方は、官側の指示する配車台数、時間及び配車指定場所にできるだけ速やかに配車し、人員を輸送するものとする。 契約相手方の乗務員は、チケットを官側から受領した場合、契約相手方が発行する乗車を証明できる書類等を官側に交付するものとする。</p> <p>2.4 乗車料金 乗車料金は、東北運輸局長の認可した運賃とする。ただし、当該運賃に改定があった場合は、契約担当官等と協議するものとする。</p> <p>2.5 チケットの清算 契約相手方は、迅速かつ正確にチケットの回収・集計を行い、毎月1日から末日までに利用されたチケットを当月分として取りまとめて、官側に対して翌月10日（10日が土日祝祭日の場合は直後の開庁日）までに、官側が乗車時に利用したチケットを提出するものとする。その際の事務手数料については認めない。</p> <p>3 安全管理 契約相手方は、本役務の履行に関し、必要な安全管理を実施する。また、契約相手方の責に帰すべき理由による事故において、官側又は第三者もしくは物件に損害等を与えた場合の責任は、契約相手方の負担とする。</p> <p>4 検査 検査は、この仕様書によるほか契約担当官等の定める検査実施要領による。</p> <p>5 その他 本仕様書に記載されていない事項については必要に応じ、甲乙協議して実施することとする。</p>	

調達要領指定書	調達要求番号	総-3
	調達要求年月日	令和8年5月13日
	作成部課	第4補給処 東北支処 総務課
	作成年月日	令和8年5月12日
品名(件名)	一般乗用旅客自動車供給契約	
仕様書番号	東北基LPS-X99037	
<p>指定事項</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務対象期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日</p> <p>2.2 利用可能区間 東北町分屯基地～乙供駅間</p> <p>2.3 利用時間帯(基準) 5時00分から22時00分までの間</p> <p>2.4 運行時季 夏季：令和8年7月1日～同年11月30日及び 令和9年3月1日～同年3月31日 冬季：令和8年12月1日～令和9年2月28日</p> <p>2.5 チケットの発行</p> <p>a) チケットは、契約相手方自らが発行していること。</p> <p>b) チケットには、「航空自衛隊第4補給処東北支処総務課」及び「有効期限 令和9年3月31日迄(西暦表示も可とする。)」を印字すること。</p> <p>c) チケットには、「乗車地」、「降車地」、「利用日」、「使用者氏名」、「所属」の記入欄(スペース)があること。</p> <p>2.6 チケットの納入</p> <p>a) 契約相手方は、官側からチケットの請求があった際は、指定された日時にチケットを納入すること。 納入先の所在地：〒039-2651 青森県上北郡東北町大沢5-4 航空自衛隊第4補給処東北支処総務課</p> <p>b) 納入に当たっては、チケットが金券であることを踏まえ、契約相手方自らが持参するか、郵送の場合は書留郵便等を利用する等の措置を講じること。</p> <p>2.7 乗車料金 乗車料金は定額制タクシー運賃とし、乗車時の時刻に応じて深夜早朝割増運賃を適用する。</p>		